

第44期定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時
（午前9時30分受付開始）

開催場所

埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
ホテルブリランテ武蔵野 2階
「エメラルドA・B・C」

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
いただき、お間違えのないようご注意ください。

目次

第44期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	2
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告書	27
株主総会参考書類	32
第1号議案 定款一部変更の件	32
第2号議案 取締役6名選任の件	35
第3号議案 補欠監査役1名選任 の件	40

新型コロナウイルス 感染防止に関するご案内

多くの人数が参集する株主総会は、ウイルス感染
拡大のリスクが懸念されます。株主の皆様の安全
のため、議決権の行使は郵送にて行っていただき、
可能な限り当日のご来場はお控えいただくこと
をご検討下さい。

株式会社 安楽亭

証券コード 7562

ご来場の株主様へのお土産（お食事券）の配布はございません。

※株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本総会の開催、運営に関して重要な変更を
決定する場合がございます。下記当社ウェブサイトにてお知らせいたしますので、必ず最新の情報をご確認
くださいますようお願いいたします。 <https://www.anrakutei.co.jp/>

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番5号

株式会社 **安楽亭**

代表取締役社長 柳 先

第44期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時45分までに当社に到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
ホテルプリランテ武蔵野 2階「エメラルドA・B・C」
3. 株主総会の目的である事項
報 告 事 項 1. 第44期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決 議 事 項
第 1 号 議 案 定款一部変更の件
第 2 号 議 案 取締役6名選任の件
第 3 号 議 案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 本招集ご通知に提供すべき書面のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.anrakutei.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、直ちに当社ホームページ（<https://www.anrakutei.co.jp/>）にて修正後の内容を開示いたします。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による消費活動停滞が長期化し、さらに年度後半からは世界的な物価上昇や急速な地政学リスクの高まり等により不安定な情勢が続いており、景気の先行きは一層不透明な状況となっております。

外食産業におきましては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令に伴い、店舗営業時間やアルコール提供等の制約が断続的に繰り返されたうえ、食材価格や原油価格の高騰等による物価上昇の影響も強く受け、厳しい経営環境が続きました。

このような環境のもと、当社グループは、経営理念である「食を通じて地域社会の豊かな生活文化の向上に貢献する」に基づき、お客様の基本ニーズである「安全・安心」に徹底してこだわった「自然肉100%」の商品提供を堅持するとともに、引き続き店内の衛生管理を強化・徹底し、お客様に安心してご来店いただける環境づくりに注力してまいりました。また、メニューのリニューアルや季節のフェア開催を積極的に実施して外食の楽しさをアピールし、来店促進に努めました。テイクアウト及びデリバリーのサービスの拡充、ランチ時間帯の前倒し等、販売チャネル・販売機会を広げて収益確保を図る取り組みも引き続き前向きに進めております。

同時に、アークミール業態を加えたグループ全体における購買・生産加工・物流等サプライチェーンの統合による経営効率化を継続的に推進しております。昨年12月には「安楽亭」と「ステーキのどん」をビル内隣接にて出店し設備や人材を共同活用する等、グループ内連携によって運営効率アップを図る取り組みを行いました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高234億79百万円（対前年同期比11.5%減）、営業損失24億14百万円（前年同期は営業損失13億39百万円）、経常利益8億71百万円（前年同期は経常損失7億58百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益4億82百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失11億20百万円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

<安楽亭業態>

安楽亭業態の当連結会計年度末の店舗数は168店舗であります。内訳は直営118店舗、暖簾12店舗、FC38店舗であります。

販売促進及び商品開発につきましては、コロナ禍に伴う営業の制約の影響をカバーするため、お客様に外食の楽しさを実感していただける施策を積極的に展開してまいりました。人気の食べ放題について「夏限定 元気復活メニュー」の実施をはじめ継続的に新メニューを投入して魅力向上を図ったほか、お一人様や少人数のご利用に向けて定食メニューをリニューアルする等メニューバリエーションの充実に取り組みました。さらに、世の中におけるランチ時間重視の傾向の高まりを受け、食事をゆっくり楽しめるコース仕立て「選べる和リッチ」や、健康志向の「サラダチキンランチ」等、ランチメニューのラインナップを大幅に拡充いたしました。

その他、安楽亭がテレビのバラエティ番組にて紹介されたことを受けての「安楽亭の合格メニュー」クーポン配信、「安楽亭アプリ30万DL突破！サンクスキャンペーン」の開催等、来店促進の企画を実施いたしました。また、原材料高騰への対応や付加価値の向上等の視点から食べ放題メニュー及びブランドメニューの改定を実施し、社会的関心の高まりを受けて「プラントベースミート」（大豆ミート等）のメニューを初めて導入する等の試みも行っております。

以上の結果、安楽亭業態の当連結会計年度の売上高は90億47百万円（対前年同期比6.8%減）となり、セグメント損失（営業損失）は6億90百万円（前年同期はセグメント損失55百万円）となりました。

<七輪房業態>

七輪房業態の当連結会計年度末の店舗数は28店舗であります。内訳は直営23店舗、暖簾2店舗、FC3店舗であります。

販売促進及び商品開発につきましては、安楽亭業態同様、フェア企画を積極的に展開したほか、ブランドメニューのリニューアル、「ランチ限定食べ放題」「期間限定ランチ」の販売等、お客様に七輪房の魅力をお伝えするための施策に取り組んでまいりました。

以上の結果、七輪房業態の当連結会計年度の売上高は16億6百万円（対前年同期比8.9%減）となり、セグメント損失（営業損失）は1億74百万円（前年同期はセグメント損失34百万円）となりました。

<アークミール業態>

アークミール業態の当連結会計年度末の店舗数は直営142店舗であります。アークミール業態には、「ステーキのどん」、「しゃぶしゃぶすき焼どん亭」、「フォルクス（ステーキ）」、「donイタリアーノ（イタリアン）」を含んでおります。

販売促進及び商品開発につきましては、「ステーキのどん」、「しゃぶしゃぶすき焼どん亭」、「フォルクス」の主要各業態において、安楽亭業態等と同様に積極的に来店促進の施策を展開してまいりました。「新どんステ祭」（ステーキのどん）、「白と黒のやみつきだし サーロインしゃぶしゃぶフェア」（どん亭）、「夏の重量級ステーキフェア」（フォルクス）、学生及びその家族やグループのお客様に向けた「学割キャンペーン」（どん亭、フォルクス）等の企画を実施いたしました。また、ステーキのどんでは、人気メニュー「激アツステーキ」をシリーズ展開し、テイクアウト専用の「激アツステーキ丼」のほか、「国産牛激アツステーキ」「激アツステーキHOT」を次々と販売開始する等、ブランドの強みを生かした新たなメニュー戦略に取り組みました。

以上の結果、アークミール業態の当連結会計年度の売上高は125億46百万円（対前年同期比15.0%減）となり、セグメント損失（営業損失）は10億29百万円（前年同期はセグメント損失7億54百万円）となりました。

<その他業態>

その他業態の当連結会計年度末の店舗数は9店舗であります。内訳は直営5店舗、FC4店舗であります。なお、その他業態には、「えんらく（焼肉食べ放題）」、「からくに屋（焼肉）」、「花炎亭（焼肉）」、「春秋亭（和食）」、「上海菜館（中華）」、「アグリコ（イタリアン）」、「カフェビーンズ（喫茶）」、「安楽亭ベトナム（焼肉）」を含んでおります。

以上の結果、その他業態の当連結会計年度の売上高は2億79百万円（対前年同期比6.5%減）となり、セグメント損失（営業損失）は74百万円（前年同期はセグメント損失57百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資等の総額は、リースを含めて5億68百万円であり、主として店舗設備等の取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

設備資金及び安定的な資金を確保するため、12億70百万円の長期借入金を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特に記載すべき事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特に記載すべき事項はございません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特に記載すべき事項はございません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特に記載すべき事項はございません。

(8) 対処すべき課題

現状において、依然として新型コロナウイルス感染症による社会経済全体への影響が続く中、牛肉その他様々な食材価格の高騰、原油高による電気・ガス等のエネルギーコスト高騰等の影響も強く受け、さらに、地政学リスク、円安も先行き不安定要因に加わっている情勢です。このような環境の下、消費者の生活防衛意識が強まり、個人消費が低迷することが懸念されており、外食業界では当面厳しい経営環境が継続していくものと予想されます。

一方、従来の社会経済構造が大きく変化している今こそ、当社グループの経営資源を最大限に活かした、新たな成長戦略へ転換するチャンスであるとも捉えております。

当社グループでは、昨年より、中長期的な成長戦略として、「ポストコロナ」の時代を見据えた収益モデル及び組織体制の再構築に着手しております。新たな時代の消費行動に適應したメニュー及び業態の開発、さらにIT化やDXによる高付加価値・低コストのビジネスモデルの構想等を進めております。合わせて、それを支える人材育成と組織改革に注力しており、当社グループの経営理念である、「食を通じて地域社会の豊かな生活文化の向上に貢献する」の実現に向け、社会的な意義・目的を共有し、役職員全員が明確な意思をもって邁進していける組織の形成を目指してまいります。

これらにより安楽亭グループとしての更なる企業価値の向上と収益拡大を実現し、復配を

含め、株主の皆様のご期待に一日でも早く応えられるよう努力する所存であります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第41期 (2019年3月期)	第42期 (2020年3月期)	第43期 (2021年3月期)	第44期(当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (千円)	16,342,314	15,344,516	26,538,735	23,479,477
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	126,904	190,700	△758,701	871,915
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△103,306	△656,177	△1,120,743	482,826
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△48.31	△306.89	△524.19	225.84
総資産 (千円)	15,486,712	21,785,231	23,487,256	21,664,935
純資産 (千円)	6,115,636	5,484,987	4,391,202	4,871,135

- (注) 1.1 株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる財産及び損益に与える影響は軽微であります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社アーキミール (注) 1	10,000千円	100.00%	レストラン事業
株式会社サリックスマーチャングイズシステムズ (注) 2	100,000千円	100.00%	食品加工販売、物流業
株式会社アン情報サービス (注) 3	10,000千円	100.00%	システム開発
株式会社相澤 (注) 4	16,000千円	—	食品・酒類の販売
安楽亭ベトナム有限責任会社 (注) 5	515億ベトナムドン	100.00%	ベトナムにおけるレストラン事業

- (注) 1. (株)アーキミールは、2020年2月に当社の100%出資の子会社となりました。
2. (株)サリックスマーチャングイズシステムズは、2002年4月に当社の100%出資の子会社となりました。
3. (株)アン情報サービスは、当社が100%出資し、企業グループ全体のIT化推進を目的として、2000年11月に設立いたしました。
4. (株)相澤は(株)サリックスマーチャングイズシステムズの100%出資子会社であり、当社の孫会社であります。
5. 安楽亭ベトナム有限責任会社は、当社が100%出資し、東南アジア地域における事業拡大を目的として、2016年11月に設立いたしました。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

- ① 焼肉、和洋食、喫茶等各種飲食店の経営
- ② 飲食店経営の受託管理に関する業務
- ③ 飲食店に対する原材料の加工、販売に関する業務
- ④ 飲食店のための新規店舗の開発に関する業務
- ⑤ 酒類卸売、販売及びタバコ販売業務
- ⑥ 貨物自動車運送業務
- ⑦ ソフトウェアの研究、開発、販売、コンサルティングに関する業務
- ⑧ 不動産賃貸借管理業務

(12) 企業集団の主要拠点等

- ① 当社本社：埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目3番5号
- ② 事業所及び店舗

	直営	F C	暖簾	合計
(レストラン事業)				
埼玉県	85	30	6	121
東京都	73	3	5	81
千葉県	32	6	—	38
神奈川県	38	2	2	42
茨城県	4	1	1	6
群馬県	10	1	—	11
栃木県	7	—	—	7
静岡県	6	—	—	6
福島県	—	2	—	2
長野県	1	—	—	1
大阪府	12	—	—	12
京都府	4	—	—	4
兵庫県	4	—	—	4
奈良県	1	—	—	1
岡山県	2	—	—	2
福岡県	6	—	—	6
熊本県	1	—	—	1
ベトナム ホーチミン	2	—	—	2
小計	288	45	14	347
(食材加工販売事業、運送事業)				
茨城県	1	—	—	1
(食品・酒類卸販売事業)				
千葉県	1	—	—	1
(その他事業)				
埼玉県	1	—	—	1
合計	291	45	14	350

(13) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
565名	45名減

(注) 使用人数は就業人員であり、短時間労働者（パートタイマー及びアルバイト）2,554名（1人当たり1日8時間労働換算）は含まれておりません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社埼玉りそな銀行	2,218,230
株式会社吉野家ホールディングス	1,900,000
株式会社商工組合中央金庫	1,501,356
株式会社みずほ銀行	1,411,100
株式会社日本政策金融公庫	818,160

(注) 当社においては、今後の事業展開を見据えて機動的かつ安定的な資金を確保するため、取引銀行9行とコミットメントライン契約を締結しております。

当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

コミットメントライン契約の組成金額	3,697百万円
借入実行残高	3,697百万円
差引額	0百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,139,434株(自己株式1,617株を含む)
- (3) 株主数 7,272名(前期末比 80名減)
- (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
豊 山 開 発 株 式 会 社	267,916 ^株	12.53 [%]
株 式 会 社 北 与 野 エ ス テ ー ト	105,800	4.95
柳 先	102,059	4.77
柳 允	100,987	4.72
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	100,150	4.68
株 式 会 社 サ リ ッ ク ス	89,700	4.20
柳 詠 守	55,987	2.62
柳 京	55,987	2.62
柳 朱 理	55,987	2.62
株 式 会 社 B e - f r e s h	53,500	2.50

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特に記載すべき事項はございません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柳 先	株式会社アン情報サービス代表取締役社長 安楽亭ベトナム有限責任会社 会長 株式会社アークミール代表取締役社長
常務取締役	柳 允	当社商品部長 株式会社サリックスマーチンダイズシステムズ代表取締役社長 株式会社相澤代表取締役社長
取締役	青木 茂雄	当社営業本部長
取締役	鈴木 光一	当社SV支援部長
取締役	河合 明弘	公認会計士、養和監査法人 代表社員 税理士、さいたま新都心税理士法人 代表社員
取締役	蒲島 竜也	社会保険労務士、社会保険労務士法人LMC社労士事務所 代表社員
常勤監査役	大園 保樹	
監査役	久島 巖	税理士、久島巖税理士事務所
監査役	中村 徹	公認会計士、税理士、中村徹公認会計士・税理士事務所

- (注) 1. 取締役河合明弘、蒲島竜也の両氏は、社外取締役であります。なお、当社は河合明弘、蒲島竜也の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役久島巖氏は税理士、監査役中村徹氏は公認会計士及び税理士の資格をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役久島巖、中村徹の両氏は、社外監査役であります。なお、当社は久島巖、中村徹の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当該事業年度の取締役及び監査役の報酬等の額

- | | | | | | |
|-------|----|----------|----------|----|----------|
| ① 取締役 | 6名 | 72,152千円 | (うち社外取締役 | 2名 | 9,600千円) |
| ② 監査役 | 3名 | 14,287千円 | (うち社外監査役 | 2名 | 7,200千円) |

取締役及び監査役の報酬はすべて固定金額報酬であり、業績連動報酬、非金銭報酬はありません。上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額14,740千円(取締役13,952千円、監査役787千円)を含んでおります。

なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

上記報酬等の額の他、2020年6月26日開催の第42期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して285,000千円支給することとし、当事業年度においては、そのうち95,000千円を支給しております。

(3) 当社の取締役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

【基本方針】

- ・当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現に資する優秀な人材を確保するとともに、企業価値の持続的向上に向け、各自が必要な役割を果たすために相応しいものとする。
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たすべく、報酬の内容及び決定過程については、合理性、客観性、透明性を確保するものとする。

①固定金額報酬に関する方針

(基本方針)

- ・取締役の経営に対する責任の範囲・重大性を踏まえ、職責に応じた固定金額報酬を支給するものとする。

(社内取締役の報酬)

- ・業務執行を担う社内取締役の報酬は、固定金額報酬及び業績連動報酬(賞与)にて構成する。

(社外取締役の報酬)

- ・監督機能を担う社外取締役の報酬は、固定金額報酬のみとする。

(決定方法・条件)

- ・個人別の固定金額報酬の金額については、社外取締役を含む取締役会にて決議する。
- ・役位、職務、在任期間、能力(専門性等)貢献度、期待度、優秀な人材確保に相応しい

報酬水準、会社業績、経済情勢等をもとに、代表取締役が総合的評価を行い、報酬額を算定のうえ、取締役会に提案するものとする。

(支給時期)

- ・固定金額報酬は、原則として、毎月現金（口座振込）にて支払う。
- ・退任取締役に対し退職慰労金を支給する場合、株主総会及び取締役会の決議後速やかに現金（口座振込）にて支払う。

②業績連動報酬に関する方針

(基本方針)

・当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとして、社内取締役に対し、業績連動報酬として賞与を支給することができる。取締役の年度ごとの会社業績に対する責務、企業価値向上に対する責務を重視し、それに応じた指標及び算定係数を設定する。

(決定方法・条件)

・個人別の賞与支給額については、以下の要素を元に「個人別賞与評価係数」を決定し、固定金額報酬月額に、この係数を乗じて算出する。

※「個人別賞与評価係数」を算定する要素＝当事業年度通期業績（経常利益・当期純利益）の金額及び対前年改善状況、通期業績予想値の達成状況、役位、担当組織の業績評価、個人の行動評価（貢献度）

・個人別の賞与の金額については、社外取締役を含む取締役会にて決議する。

(支給時期)

・原則として、当事業年度の決算承認後、取締役会決議を経て所定の時期に、現金（口座振込）にて支払う。

③非金銭報酬等に関する方針

当社の取締役報酬は金銭報酬のみとする。

④ ①～③の割合に関する方針

①の固定金額報酬を基本とし、②の業績連動報酬は、所定の指標達成時のみ賞与として支給する。

⑤その他重要な事項

(取締役報酬総額)

・当社の取締役報酬の総額は、株主総会の決議により決定する。なお、当社は、1996年6月25日開催の第18期定時株主総会において、取締役報酬総額の上限を年間2億円以内と定めている。(当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名)

(監査役報酬総額)

・当社の監査役報酬の総額は、株主総会の決議により決定する。なお、当社は、1993年5月28日開催の第13期定時株主総会において、監査役報酬総額の上限を年間2千万円以内と定めている。(当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名)

(4) 当事業年度に係る業務執行取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度においては、2021年4月20日開催の取締役会で取締役の報酬関係について決議しており、当該内容は、2021年2月19日開催の取締役会において決議した決定方針と実質的には同じものであり、取締役会は、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

(5) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、非業務執行取締役等との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(6) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社取締役及び監査役を被保険者として、被保険者が負担することになる損害賠償金債務及び争訟費用等を填補することとしております。保険料は当社が全額負担しております。

(7) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	河合明弘	公認会計士、税理士としての専門知識・経験を活かし、客観的かつ中長期的視点から、企業経営・税務・会計等幅広い分野について適切な助言・監督を行っていただけることを期待しております。当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、上記の見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	蒲島竜也	社会保険労務士としての専門知識や銀行での業務経験を活かし、客観的かつ中長期的視点から、企業経営・人事戦略（働き方改革等）等幅広い分野について適切な助言・監督を行っていただけることを期待しております。当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、上記の見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	久島巖	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、主に税理士としての経験・知識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	中村徹	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、また当事業年度開催の監査役会13回すべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての経験・知識を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	36,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

解任決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると監査役会が判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると監査役会が判断した場合で、かつ緊急を要する場合は、同条の規定に従い、監査役全員の同意によって会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

不再任決定の方針

会社法第340条第1項に定める場合のほか、会計監査人の監査能力、監督品質、品質管

理体制、独立性、監査報酬等を総合的に勘案し、監査を遂行するに不十分であると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会決議した事項は次のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制に関する事項
重要情報の保存及び管理は、規程（文書管理規程）に従って集中管理（本社総務人事部）を行い、取締役は常時閲覧可能とする。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
 - ① リスク管理を経営の最重要課題として位置づけ、リスク管理部門として内部監査室を中心に「リスクマネジメント委員会」を設置し、規程の整備と運用を図る。各部門は、その所管業務に関するリスク管理を行い、内部統制の有効性を検証する。リスクマネジメント委員会は、組織横断的なリスク状況の監視、全社的な対応を行う。
 - ② 内部通報規程により通報制度を整備し、公益通報に関する相談窓口を設置する。
 - ③ 自社の営業活動、経営環境、会社財産の状況等を踏まえ、対応が必要な場合は代表取締役から全社に示達するとともに対応責任者となる取締役を定める。
 - ④ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合は、取締役は速やかに取締役会に報告する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項
下記事項を含む経営管理システムを整備し運用する。
 - ① 重要事項に関する多面的検討を行うための各種委員会を設置する。

- ② 取締役会における年度予算の策定・見直し及び月次・四半期業績管理を行う。
 - ③ 内部監査を随時行う。
 - ④ 「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス確保のための教育、監査及び指導を実施する。
 - ⑤ 会社規則を制定し運用する。
 - ⑥ 取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、以下に定める事項を遵守する。
 - i. 事実認識に重要、かつ、不注意な誤りが生じないこと
 - ii. 合理的な意思決定過程を経ること
 - iii. 意思決定内容が法令又は定款に違反しないこと
 - iv. 意思決定内容が通常の企業経営者として、明らかに不合理とならないこと
 - v. 意思決定が会社の利益を第一に考えてなされること
 - ⑦ 財務報告の信頼性を確認する。

監査役会は、会計監査人と連携して、財務報告の信頼性を確認する。
4. 使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項
- ① 法令等遵守を経営の最重要課題と位置付ける。
 - ② 各取締役・使用人の行為に法令等の違反がある場合、またはそのおそれがあると思料される場合、各取締役・使用人は、職務上義務がない場合でも、内部通報窓口はその旨を通報できる。
 - ③ 上記通報をした者は、通報をしたことによって就業条件その他に関して一切の不利益を受けない。当社グループの役員・従業員は上記の内部通報を行った事実をもっていかなる不利益処分を受けることはなく、通報者の情報は秘匿される。
 - ④ 内部監査部門により法令等遵守体制の有効性のチェックをする。
5. 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項
- ① 企業集団すべてを網羅する効率性・コンプライアンスを確保する。

業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、内部監査部門がそれぞれに対し内部監査を実施、また、法令遵守活動の実施、横断的なリスクの管理等を図るため、委員会等を設置する。
 - ② 親会社監査役会により財務報告の信頼性の確認を行う。

当社の監査役会は、会計監査人と連携して子会社の財務報告の信頼性を確認する。

- ③ 子会社の業務の適正を確保する。
関係会社管理規程により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。
 - ④ 子会社におけるリスク管理体制。
リスク管理にかかわる規則により、子会社はリスクに関する管理体制を構築する。
 - ⑤ 子会社の計画及び業績評価管理体制。
年度計画に則り、当社グループが達成すべき目標を明確化するとともに、子会社ごとにPDCA手法により業務遂行状況の評価を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役監査を実効的に行うため、監査役及び補助使用人の総体で、監査役に求められる知識・能力（監査、法律、会計、経営、内部統制システム、自社の事業、組織等）を具備することとする。
- 監査役がその職務を補助すべく使用人を置くことを求めた場合は、取締役の指揮命令に服さない補助使用人を必要名配置する。
- ① 「監査役会事務局」を設置する。
 - ② 「監査役会事務局」の設置・変更・廃止に関する権限は監査役会に属する。
 - ③ 「監査役会事務局」は代表取締役及び業務執行部門から完全に独立した組織とする。
 - ④ 「監査役会事務局」の補助使用人への指揮命令権は監査役会に属する。
 - ⑤ 「監査役会事務局」に属する補助使用人の任免・報酬は、監査役会が決定する。
7. 6. の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 一時的に兼任で監査役補助職務を担う場合には、兼任の補助使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下兼任補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないこととする。
 - ② 兼任する補助使用人の人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分に関しては監査役の同意を必要とする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制に関する事項
- ① 監査役が出席する会議（監査役は出席しないが議事録及び付議資料を閲覧する会議を含む）
 - i. 取締役会

- ii. リスクマネジメント委員会
 - iii. リアルボイス委員会
 - iv. コンプライアンス委員会
 - v. 内部監査委員会
 - vi. 個人情報保護委員会
 - vii. その他監査役が必要と認めた、取締役が同意した会議
- ② 監査役が閲覧する資料（決算書類、月次決算書類及び次のようなものに関する稟議書や報告書等）
- i. 代表取締役社長が決裁するもの
 - ii. 法令等遵守に関するもの
 - iii. リスク管理に関するもの
 - iv. 内部監査に関するもの
 - v. 会計方針の変更・会計基準等の制定（改廃）に関するもの
 - vi. 重要な訴訟・係争に関するもの
 - vii. 事故・不正・苦情・トラブルに関するもの
 - viii. その他監査役が必要と認め、取締役が同意した資料
- ③ 監査役に定例的に報告すべき事項
- i. 経営の状況
 - ii. 事業の遂行状況
 - iii. 財務の状況
 - iv. 内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
 - v. リスク及びリスク管理の状況
 - vi. コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル等）
- ④ 監査役に臨時的に報告すべき事項
- i. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ii. 取締役の職務遂行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
 - iii. 内部通報制度に基づき通報された事実
 - iv. 当局検査・外部検査の結果
 - v. 当局等から受けた行政処分等
 - vi. 重要な会計方針の変更・会計基準等の制定（改廃）
 - vii. 業務及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容等

- ⑤ 公益通報制度に関する監査役の関与すべき事項
 - i. 内部通報窓口で受け付けた情報のうち、当社役員に関係するもの
 - ii. 当社ホームページ上のお問合せ窓口（メール）又は電話、手紙で受け付けた第三者からの情報のうち、必要あるもの
- 9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① その職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ② 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- 10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項
 - ① 代表取締役その他取締役は監査役職務の重要性と有効性について認識し理解する。
 - ② 必要な場合には専門家（弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等）と意思疎通を図るなどの監査役職務の円滑な監査活動について保障する。
- 11. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、会社レベル及び業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。
- 12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
 - ① 当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務人事部と定める。
 - ② 反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討する。その上で、必要に応じて社内の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図る。

また、取締役会評価を実施し、その内容については、社外取締役による分析・評価を加え

て、取締役会にて討議し共有する。

常勤監査役は監査役監査の他、取締役会及び社内的重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクの監視を行う。

また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行う。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当方針は、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるために内部留保の充実に努め企業価値を高めていくとともに、各期の業績を考慮した上で相応の配当の実施を図ることとしております。

当社は現在、持続的成長を図るべく、安楽亭、七輪房等の既存業態において店舗の改装、システム開発等の設備投資に取り組んでいるほか、「ポストコロナ」を見据え、時代の変化に即した新たな業態や商品の開発を積極的に進めていく計画です。

当期におきましては、前期に引き続き新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け赤字の決算を計上することになり、さらに物価高や地政学リスクの発生等による不安定な情勢のもとで、今期も当面厳しい経営環境が続く見込みであることをふまえ、業績回復と収益基盤安定化に優先して注力いたしたく、無配とさせていただくことといたしました。

株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、早期の復配を目指し全社一丸となり業績の向上に努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。比率については、表示単位未満を四捨五入し、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,168,351	流動負債	8,463,045
現金及び預金	3,948,393	支払手形及び買掛金	924,915
売掛金	890,003	短期借入金	3,697,000
商品及び製品	584,421	一年以内返済予定の長期借入金	1,212,580
仕掛品	2,869	リース債務	57,864
原材料及び貯蔵品	1,045,491	割賦未払金	300,006
前払費用	371,265	未払金	425,147
未収消費税等	48,876	設備関係未払金	163,927
その他	281,946	未払費用	865,363
貸倒引当金	△4,917	未払法人税等	251,791
固定資産	14,496,584	未払消費税等	43,890
有形固定資産	10,120,968	未賞与引当金	116,686
建物及び構築物	3,262,934	転貸損失引当金	9,539
機械装置及び運搬具	78,554	資産除去債務	22,998
工具器具備品	441,525	その他	371,335
土地	6,080,942	固定負債	8,330,753
リース資産	124,221	長期借入金	6,052,564
建設仮勘定	132,790	リース債務	151,232
無形固定資産	527,925	長期割賦未払金	733,288
のれん	24,267	繰延税金負債	186,189
その他	503,657	役員退職慰労引当金	129,342
投資その他の資産	3,847,691	退職給付に係る負債	432,798
投資有価証券	144,644	資産除去債務	383,950
長期貸付金	8,475	その他	261,385
長期前払費用	265,852	負債合計	16,793,799
繰延税金資産	205,870	純資産の部	
敷金及び保証金	3,218,505	株主資本	4,847,177
その他	31,078	資本剰余金	3,182,385
貸倒引当金	△26,735	資本剰余金	2,472,098
資産合計	21,664,935	利益剰余金	△798,241
		自己株式	△9,065
		その他の包括利益累計額	23,958
		その他有価証券評価差額金	12,642
		為替換算調整勘定	6,294
		退職給付に係る調整累計額	5,021
		純資産合計	4,871,135
		負債純資産合計	21,664,935

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	23,479,477
売上原価	9,011,455
売上総利益	14,468,022
販売費及び一般管理費	16,882,221
営業損失	2,414,199
営業外収益	3,603,552
受取利息及び配当金	6,210
受取地代家賃	65,446
為替差益	2,379
助成金の収入	3,492,876
その他	36,640
営業外費用	317,437
支払利息	120,557
賃貸収入原価	23,115
支払手数料	169,966
その他	3,798
経常利益	871,915
特別利益	123,336
固定資産売却益	3,336
受取補償金	120,000
特別損失	218,674
固定資産除却損	25,129
減損	181,987
賃貸借契約解約損	11,557
税金等調整前当期純利益	776,576
法人税、住民税及び事業税	228,134
法人税等調整額	293,750
当期純利益	482,826
親会社株主に帰属する当期純利益	482,826

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,872,649	流動負債	4,514,346
現金及び預金	2,112,280	買掛金	398,849
売掛金	344,983	短期借入金	1,827,000
商品	31,984	一年内返済予定の長期借入金	906,767
食料品	92,739	未払金	277,078
貯蔵品	9,497	設備購入割賦未払金	225,928
前払費用	163,615	設備購入未払金	16,923
未収入金	98,537	未払費用	366,261
未収消費税等	21,784	未払法人税等	107,254
関係会社短期貸付金	986,566	預り金	290,825
その他の金	15,577	前受収益	17,573
貸倒引当金	△4,917	与引当金	54,933
固定資産	8,772,605	貸損失引当金	9,539
有形固定資産	5,370,624	その他の	15,410
建物	1,561,072	固定負債	3,815,039
構築物	28,786	長期借入金	2,838,916
機械及び装置	370	設備購入長期割賦未払金	478,832
車両運搬具	3,848	退職給付引当金	167,962
器具備品	163,464	役員退職慰労引当金	129,342
土地	3,609,625	預り保証金	104,985
リース資産	154	長期未払金	95,000
建設仮勘定	3,301		
無形固定資産	187,589	負債合計	8,329,385
ソフトウェア	147,459	純資産の部	
電話加入権	15,603	株主資本	4,322,409
水道施設利用権	259	資本金	3,182,385
のれん	24,267	資本剰余金	2,472,098
投資その他の資産	3,214,391	資本準備金	147,735
投資有価証券	35,290	その他資本剰余金	2,324,362
関係会社株式	615,075	利益剰余金	△1,323,008
長期貸付金	8,475	利益準備金	12,633
関係会社長期貸付金	582,483	その他利益剰余金	△1,335,642
長期前払費用	26,294	繰越利益剰余金	△1,335,642
繰延税金資産	121,167	自己株式	△9,065
敷金保証金	1,720,030	評価・換算差額等	△6,539
関係会社長期未収入金	103,847	その他有価証券評価差額金	△6,539
出資金	210	純資産合計	4,315,869
関係会社出資金	1,000	負債純資産合計	12,645,255
その他の金	2,789		
貸倒引当金	△2,271		
資産合計	12,645,255		

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		9,635,281
売上原価		3,233,535
売上総利益		6,401,746
販売費及び一般管理費		7,845,935
営業損		1,444,189
営業外収益		1,603,530
受取利息及び配当金	40,706	
受取地代家賃	6,225	
助成金の収入	1,536,418	
その他	20,180	
営業外費用		137,737
支払利息	57,166	
支払手数料	74,724	
賃借収入原価	5,832	
その他	14	
経常利益		21,603
特別損失		102,293
固定資産除却損	11	
減損	94,920	
賃借契約解約損	7,362	
税引前当期純損失		80,690
法人税、住民税及び事業税	55,680	
法人税等調整額	8,448	64,129
当期純損失		144,819

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年6月6日

株式会社 安 楽 亭
取 締 役 会 御 中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 小 笠 原 直
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 田 武 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社安楽亭の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社安楽亭及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年6月6日

株式会社 安 楽 亭
取締役会 御 中

監査法人アヴァンティア

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 小 笠 原 直
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 吉 田 武 史
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社安楽亭の2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月6日

株式会社安楽亭 監査役会

常勤監査役 大 園 保 樹 ㊟

社外監査役 久 島 巖 ㊟

社外監査役 中 村 徹 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につき、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 定款変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 定款変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 現行会社法に基づく株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更箇所について、現行定款と変更後の定款を対照すると、次のとおりとなります。

(下線部が変更部分)

現行定款	変更後の定款案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～20 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>21 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行通り)</p> <p>1～20 (現行通り)</p> <p>21 <u>物品等の配送・集荷およびサービスの訪問提供に関する業務ならびにその仲介・コンサルティングに関する業務</u></p> <p>22 前各号に付帯する一切の業務</p>

現行定款	変更後の定款案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>第1条 現行定款第16条（参考資料等のインターネット開示）の削除および定款変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（参考資料等のインターネット開示）はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（6名）は、任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	やなぎ せん 柳 先 (1973年1月9日生)	2000年11月 当社入社 2001年 6月 当社取締役システム部長 2002年10月 当社常務取締役 2012年 8月 当社代表取締役専務 2019年 6月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)アン情報サービス 代表取締役社長 安楽亭ベトナム有限責任会社 会長 (株)アークミール 代表取締役社長	102,059株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>2000年の入社以来、システム部長、常務取締役、代表取締役専務を経て、現在は代表取締役社長として当社の経営を担っております。安楽亭グループにおける豊富な業務経験と事業経営及び管理・運営に関する幅広い知見を有しており、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">やなぎ まこと 柳 允 (1974年6月17日生)</p>	<p>2001年3月 当社入社 2002年6月 当社営業推進部長 2009年1月 当社マーケティング・マーチャンダイズ室長 2015年6月 当社取締役業務部長 2020年4月 当社取締役商品部長 2020年6月 当社常務取締役商品部長 2022年4月 当社常務取締役商品本部長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) ㈱サリックスマーチャンダイズシステムズ代表取締役社長 ㈱相澤代表取締役社長</p>	100,987株
<p>取締役候補者とした理由 2001年の入社以来、営業推進部長、マーケティング・マーチャンダイズ室長、取締役業務部長を経て、現在は常務取締役商品本部長、子会社の㈱サリックスマーチャンダイズシステムズ及び㈱相澤の代表取締役社長を務めるなど、安楽亭グループにおける豊富な業務経験と管理・運営及び商品仕入・生産に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
3	<p style="text-align: center;">あお き しげ お 青 木 茂 雄 (1972年4月11日生)</p>	<p>2001年11月 当社入社 2006年12月 当社埼玉エリア次長 2011年1月 当社埼玉エリア部長 2011年6月 当社取締役埼玉エリア部長 2013年2月 当社取締役営業副本部長 2020年4月 当社取締役営業本部長 2022年4月 当社取締役運営本部長 現在に至る</p>	100株
<p>取締役候補者とした理由 2001年の入社以来、埼玉エリア次長、埼玉エリア部長を経て、現在は取締役運営本部長を務めるなど、安楽亭における豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	すず き こう いち 鈴木 光 一 (1973年8月22日生)	1997年4月 当社入社 2018年3月 当社北関東エリア部長 2019年6月 当社取締役 北関東エリア部長 2020年4月 当社取締役 北関東リージョン長 2021年4月 当社取締役 S V支援部長 2022年4月 当社取締役 グループ営業支援本部 部長 現在に至る	-株
		取締役候補者とした理由 1997年の入社以来、多数の店舗運営、営業統括の業務にあたり、S V（スーパーバイジング）支援部部長を経て、現在は取締役グループ営業支援本部 部長を務めております。安楽亭における豊富な業務経験と、管理・運営業務に関する知見を有しており、引き続き取締役候補者いたしました。	
5	か わ い あ き ひろ 河合 明 弘 (1968年1月9日生)	2003年4月 公認会計士登録 2003年6月 税理士登録 2008年10月 税理士法人おしどり会計社（現：さいたま新都心税理士法人）設立 代表社員 現在に至る 2012年7月 養和監査法人 代表社員 現在に至る 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 公認会計士、養和監査法人 代表社員 税理士、さいたま新都心税理士法人 代表社員	658株
		社外取締役候補者とした理由 公認会計士・税理士としての専門知識と豊富な経験に基づいた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から安楽亭の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレートガバナンスの向上に向けた取り組みを推進するために必要と考え、引き続き社外取締役候補者いたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
6	<p style="text-align: center;">かば しま たつ や 蒲島 竜也 (1964年7月2日生)</p>	<p>1988年4月 株式会社大和銀行(現:株式会社りそな銀行) 入行 2002年8月 社会保険労務士登録 2005年7月 ライフアンドマネーコンサルティング 設立 2005年7月 LMC社労士事務所(現:社会保険労務士法人LMC社労士事務所) 設立 代表社員 現在に至る 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 社会保険労務士、社会保険労務士法人 LMC 社労士事務所 代表社員</p>	658株
<p>社外取締役候補者とした理由 社会保険労務士としての専門知識・経験及び銀行での要職を歴任し国内外の経済の動向に関する高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、安楽亭の体制の強化及び整備についての助言や業務執行に対する適切な監督を行っており、コーポレートガバナンスの向上に向けた取り組みを推進するために必要と考え、引き続き社外取締役候補者としたしました。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河合明弘氏は、社外取締役候補者であり、同氏に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由及び果たすことが期待される役割について
公認会計士、税理士としての専門知識・経験を、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社において活かしていただけるものと考えたことに加え、経営からの独立性も高いと判断したものであります。同氏には、客観的かつ中長期的視点から、企業経営・税務・会計など幅広い分野について適切な助言・監督を行っていただけることを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって7年であります。
 - (2) 同氏の社外取締役としての独立性が高いと判断した理由について
 - ① 同氏及び近親者(2親等以内の親族を含む。以下同じ)は、過去一度も当社グループ(当社及び関係会社。以下同じ)から取締役としての報酬を除き、多額の金銭その他の財産を受領しておりません。
 - ② 同氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員(非業務執行者を含む。以下同じ)に就いたことはありません。
 - (3) 取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との責任限定契約について
当社は河合明弘氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間でその期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を継続する予定であります。

3. 蒲島竜也氏は、社外取締役候補者であり、同氏に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由及び果たすことが期待される役割について
社会保険労務士としての専門知識・経験を、今後さらなる体制の強化及び整備を必要とする当社において活かしていただけるものと考えたことに加え、経営からの独立性も高いと判断したものであります。同氏には、客観的かつ中長期的視点から、企業経営・人事戦略（働き方改革等）など幅広い分野について適切な助言・監督を行っていただけることを期待しております。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって7年であります。
- (2) 同氏の社外取締役としての独立性が高いと判断した理由について
- ① 同氏及び近親者（2親等以内の親族を含む。以下同じ）は、過去一度も当社グループ（当社及び関係会社。以下同じ）から取締役としての報酬を除き、多額の金銭その他の財産を受領しておりません。
- ② 同氏及び近親者は、過去一度も当社グループの役職員（非業務執行者を含む。以下同じ）に就いたことはありません。
- (3) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約について
当社は蒲島竜也氏が社外取締役に選任された場合、当社は同氏との間でその期待される役割を十分に発揮できるように会社法第427条第1項に基づき、法令の定める限度まで責任を限定する契約を継続する予定であります。
4. 河合明弘氏及び蒲島竜也氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合引き続き独立役員となる予定です。
5. 河合明弘氏及び蒲島竜也氏が所有する当社株式数には、安楽亭役員持株会の自己持分を含んでおります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金債務及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。候補者6名は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現在の補欠監査役選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、法令の定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任決議の効力は、法令の定めに従い、選任後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとします。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、これを取り消すことができることといたします。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
かどた むつみ 門田 睦美 (1965年6月27日生)	1990年7月 プライスウォーターハウスクーパース勤務 1991年3月 税理士登録 1991年11月 社会保険労務士登録 1998年8月 ゴールドマンサックス証券税務マネージャー 1999年8月 ドレスナー銀行税務マネージャー 2002年3月 P C A生命保険税務部長 2005年9月 メットライフ生命保険MR部長及びSOX部長 2016年3月 門田睦美税理士・社労士事務所所長 現在に至る	一株
補欠の社外監査役候補者とした理由 税理士及び社会保険労務士として専門的知見と経験を有しており、当社の財務、会計、労務などに関する適切な監査、助言をいただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者となりました。		

- (注) 1. 門田睦美氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 門田睦美氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 門田睦美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしていることから、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所へ届け出る予定であります。
 4. 門田睦美氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、税理士及び社会保険労務士としての専門知識及び実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。
 5. 門田睦美氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であり、その概要は次のとおりであります。
 (責任限定契約)
 社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。
 6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金債務及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。門田睦美氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

